⑵　「建物番号」欄には、国有財産台帳に記載された建物番号を記載する。ただし、上記⑴により複数棟を併せて記載する場合においては建物番号に代えて、その棟数を（　）を付して記載する。

⑶　「種目」欄及び「構造」欄には、国有財産台帳に記載された種目及び構造を記載する。この場合、構造については、次に掲げる区分に応じ、それぞれの符号を付し、例えば、鉄骨鉄筋コンクリート造地下一階付き十二階建については「ＳＲＣ―12―１」のように略記する。

鉄骨鉄筋コンクリート造	ＳＲＣ
鉄筋コンクリート造	ＲＣ
コンクリートブロック造及びれんが造	ＣＢ
木造及び木造モルタル造	Ｗ
鉄骨造	Ｓ

⑷　「使用区分」欄には、土地にあつては、庁舎敷地、病院敷地、学校敷地、運動場等当該施設の主たる用途を、建物にあつては、事務庁舎、研究室、病院等主たる用途又は建物の名称を記載する。

⑸　「取得年月及び事由」欄には、国有財産について、当該財産の主要部分の取得の年月とその事由を、例えば、「平14．4購入」のように記載する。

⑹　「建築年月」欄には、国有財産である建物について、当該財産の主要部分を建築した年月を記載する。

⑺　「数量」欄には、土地については、建物敷地の面積（主として建物の敷地に供されていると認められる一団地の区域の面積とする。）を（　）内に内書きする。

⑻　「価格」欄には、国有財産台帳に記載された価格を記載する。

⑼　「耐震診断結果」欄には、建築物の耐震診断が実施された庁舎等について、その結果を記載する。

⑽　「利用状況」欄には、国有財産である庁舎等のうち、他の部局又は国以外の者が使用する部分がある場合は、当該庁舎等を現に使用しているすべての官署ごとの利用状況又は国以外の者の利用状況（期間、相手方使用料等を含む。）を記載する。

８．「翌年度における使用見込」欄には、国有財産である庁舎等のうち、翌年度において購入、交換、寄附、所管換、所属替、新築、増築、改築、取壊し等の個々の計画があるものについて次の要領により記載する。

⑴　「区分」欄には、原則として、土地と建物に区分して記載する。ただし、購入、交換等土地と建物を同一の契約等で取得又は処分するものにあつては、土地及び建物を併せて記載しても差し支えない。

⑵　「事由」欄には、購入、交換、寄附、所管換、所属替、新築、増築、改築、取壊し等財産の増減事由を記載する。

⑶　「見込数量」欄及び「見込価格」欄には、国有財産である土地及び建物について取得、所管換、処分等による財産の見込数量及び見込価格（減の場合には△印を付する。）を記載する。

９．「参考事項」欄には、次の要領により記載する。

⑴　「監査結果」欄には、庁舎等の実地監査が行われた場合に、その監査の結果を記載する。なお、複数の官署について実地監査が行われた場合にあつては、官署ごとに記載する。

⑵　「庁舎等使用調整計画の策定状況」欄には、庁舎等について、庁舎等使用調整計画が定められた年度その他当該計画を特定する事項を記載するとともに、例えば、「平20．3完了」又は「未完了」といつた進捗状況を（　）内に記載する。

⑶　「各省各庁の長又は部局長の意見」欄には、使用調整についての各省各庁の長又は部局長の意見を記載する。

⑷　「財務局長又は福岡財務支局長の意見」欄には、財務局長又は福岡財務支局長の使用調整についての意見を記載するものとし、各省各庁においては、記載する必要はない。

⑸　「都市計画等の法的指定等」欄には、都市計画に定められている区域区分及び地域地区、建築物の建ぺい率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。）の最高限度並びに建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。）の最高限度を記載するとともに、当該庁舎等の総建ぺい率及び総容積率を（　）内に記載する。

⑹　「駐車場の駐車台数」欄には、当該庁舎等に設置されている駐車場の全駐車台数を記載し、当該駐車場のうち、官用の車を駐車するための部分がある場合は、その駐車台数を（　）内に内書きする。

⑺　「職員数」欄には、職員定数及びこれに対する現在人員を「定員」欄及び「現在人員」欄に、法令で定められていない常勤及び非常勤の職員の数を「その他」欄に、翌年度において定員その他について増減の見込みのあるものはその数を「翌年度増減見込」欄に、それぞれ記載する。なお、庁舎等のうち、他の部局が使用する部分があるときは、当該庁舎等において執務する他の部局の職員の現在人員を「現在人員」欄の（　）内に記載する。

⑻　「組織改編等の予定」欄には、当該庁舎等を使用している官署について、組織改編等の予定があれば、その概要を記載する。

10．「索引番号」欄は、部局ごとに一連のものとし、（　）内には２「目次」の当該口座の索引番号を記載する。

附　則

この省令は、平成二十二年一月四日から施行する。

告　示

○厚生労働省告示第四百九十五号

労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第二十八条の七から第二十八条の九までの規定に基づき、平成二十二年一月一日から同年三月三十一日までの間における休業補償の額の算定に当たり用いる率を次のとおり告示する。

平成二十一年十二月十五日　　厚生労働大臣　長妻　昭

一　常時百人未満の労働者を使用する事業場における休業補償の額の算定に当たり平均賃金の百分の六十（当該事業場が当該休業補償について常時百人以上の労働者を使用するものとしてその額の改訂をしたことがあるものである場合にあつては、当該改訂に係る休業補償の額）に乗ずべき率　別表第一に掲げる率

二　常時百人未満の労働者を使用する事業場の属する産業が毎月勤労統計に掲げる産業分類にない場合における休業補償の額の算定に当たり平均賃金の百分の六十（当該事業場が、当該休業補償について、常時百人以上の労働者を使用するものとしてその額の改訂をしたことがあるものである場合又は毎月勤労統計によりその額の改訂をしたことがあるものである場合にあつては、当該改訂に係る休業補償の額）に乗ずる率　別表第二に掲げる率

三　日日雇い入れられる者の休業補償の額の算定に当たり平均賃金の百分の六十に乗ずる率　別表第三に掲げる率